

31. 明治期に於ける制服(宮内省)の変遷 (第2報)

昭和女子大 村井不二子

○小田島ユウ

1. 本学、被服研究室で行っている「近代服装史」の研究の一端として、宮内省職員の服装をとり上げた。

2. 法令法規を中心とし実物及び写真を資料とする。

3. 明治期における我国は、いわゆる中央集権政治であり皇室関係者は一般の平民とは完全に離れ平民の上に在存していた時代である。それ故に皇居内には一般のものとは別に、一つの社会を形成しそれに供う諸機関がおかれていた。従って宮内省(現在の宮内庁)もこの特殊な社会的地位におかれ、儀式、習慣、職種も一般官吏のそれとは異なり、多種、多様にわたり、服装の面でも多彩を極め、非常に儀礼的であり、かつすべての点に装飾的であることは注目してよい。

これらの宮内庁における年中行事とそれに付随する儀式、習慣と服装の関係及びその変遷・当時代における一般官吏の服装とを比較検討した。